

東京圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）から転入された方へ

2人以上の世帯 100 万円、単身世帯 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金に関するお問合せは 砺波暮らし推進班にご相談ください。

富山県へ移住し、
対象の法人へ就職！



東京23区
(在住者または通勤者) から

移住支援金の対象

次の①②のいずれも該当する方が対象となります。
詳細は特設ページをご覧ください。



移住支援金特設ページ

- ① 次のいずれかの期間、もしくは合算した期間が**通算5年以上**の方
 - ・直近10年間のうち、東京23区に居住していた期間
 - ・直近10年間のうち、東京圏^{※1}に居住し、かつ、東京23区に通勤^{※2}していた期間

※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（条件不利地域を除く）

※2 通勤：雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

- ② 「とやまUターンガイド」に移住支援金の対象として掲載されている求人に新規就業した方
又は富山県の「移住者創業チャレンジ応援事業」の交付決定を受けた方

移住支援金に関するお問合せ先・連絡先はこちら ▶ 砺波市企画調整課砺波暮らし推進班

砺波市栄町7番3号（本庁舎2階）
電話番号 0763-33-1111